

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

■ 入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食）	
一般（下記以外）		510円	
指定難病患者		300円	
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院が90日以内	240円
		過去1年間の入院が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得Ⅰ」以外の方

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方、あるいは②老齢福祉年金受給者

■ 入院時生活療養費・生活療養標準負担額

入院時生活療養費制度は療養病床（療養病棟：1F・3F、回復期病棟：4F）に入院される65歳以上の方が対象となります。食費・光熱水費について、下記の標準負担額（1食あたりの食費+1日当たりの居住費）が患者様負担となります。

療養病床に入院する65歳以上の患者様			標準負担額	
			食費 （1食）	居住費 （1日）
一般	①一般の患者（下記のいずれにも該当しないもの）		510円	370円
	②厚生労働省が定めるもの（重篤な病状又は集中的な治療を要する者等）※1		510円	370円
	③指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		300円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ ※2（⑤⑥に該当しない者）		240円	370円
	⑤低所得者Ⅱ （重篤な病状又は集中的治療を要する者等）※1	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	370円
	⑥低所得者Ⅱ （指定難病）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	0円
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		140円	370円
	⑧低所得者Ⅰ（重篤な病状又は集中的な治療を要する者等）※1		110円	370円
	⑨低所得者（指定難病患者）⑩低所得者/老年福祉年金受給者⑪境界層該当者※3		110円	0円

※1 重篤な病状又は集中的治療を要する者等

①療養病床入院基本料算定患者「基本診療料の施設基準等」の別表第5の2又は別表第5の3に該当するもの

②回復期リハビリテーション病棟入院料算定患者

※2 70歳未満の低所得者（住民税非課税/限度額適用区分「オ」）は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当。「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適用される。

※3 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者。